平成２２年（フ）第７３８９号
大阪府守口市東郷通２丁目13番26―605号
債務者　中　　法巳
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４５０号
大阪市城東区中浜１丁目５番18号
債務者　白髭　輝彦
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４８６号
大阪市住之江区東加賀屋２丁目15番15号　第一東洋ハイツ202号
債務者　上村　俊一
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５６４号
大阪市西成区岸里３丁目２番３号　ＣＩＴＹ岸里Ａ601号
債務者　石黒眞由美（旧姓藤澤）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６５２号
大阪府高槻市明野町８番12号
債務者　清川　誠一
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６５３号
大阪府高槻市明野町８番12号
債務者　松尾　晴子（旧姓清川）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８０１号
大阪府八尾市宮町２丁目４番６号
債務者　渡辺　公成
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８０４号
大阪府高槻市柱本新町３番７号
債務者　梶ヶ谷初江
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８２３号
大阪市平野区加美北７丁目２番４号
債務者　久岡　文夫
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８４０号
大阪府寝屋川市池田南町９番２号
債務者　白川佳甫美こと　鄭　　有希
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８４１号
大阪市平野区喜連２丁目５番23―109号
債務者　川上　博敏
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９０６号
大阪市都島区都島南通２丁目６番25号
債務者　岸江　宣幸
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９２７号
大阪府八尾市山城町１丁目７番21号、住民票上の住所大阪府八尾市宮町１丁目７番30号
債務者　中井　節子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９３６号
大阪府東大阪市吉田４丁目６番27号
債務者　西田　令子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９３７号
大阪市都島区高倉町１丁目８番13―611号
債務者　西川　太郎
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９４０号
大阪府池田市五月丘２丁目４番102―102号
債務者　山竹五十國
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９４１号
大阪府池田市五月丘２丁目４番102―102号
債務者　山竹　幸代
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９４３号
大阪府寝屋川市末広町７番31号
債務者　藤本久美子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部